

お申込みは、確実に予約ができるインターネットのご利用をお勧めします!!

## 平成31年1月 各種講習会等のご案内

岡山労働局長登録教習機関

一般社団法人 岡山県労働基準協会

岡山県労働基準協会

検索

<http://www.olsa.or.jp/>

労働安全衛生法で事業者は、法令で定める一定の資格を必要とする業務については、技能講習修了者でなければ業務に就かせてはならず、また、危険・有害な業務に労働者を就かせるときは安全衛生のための特別教育等を行わなければならないことが定められています。当協会では、資格取得のための技能講習、事業者に代わって実施する特別教育をはじめその他の安全衛生教育を実施しております。今回、下記のとおり予定致しますので、この機会に該当者を受講させられますようご案内申し上げます。

### 記

#### I 技能講習等

技能講習等の登録日 平成26年3月31日 登録有効期間の満了日 平成31年3月30日

| 種 別                                     | 日 時   | 場 所                                |
|---|---|------------------------------------|
| フォークリフト運転技能講習<br>岡労収基0128第5号            | 学科：1月9日(水) 8:30～<br>実技：1/10～12、17～19、21～23、24～26、28～30のいずれかのうち3日間 | 学科・実技：岡山県安全衛生会館<br>(岡山市南区山田2315-4) |
| 玉掛け技能講習<br>休日コース<br>岡労収基0131第2号         | 学科：1月12日(土)・13日(日) 8:30～<br>実技：1/19、20、26のうち1日                    |                                    |
|   | 学科：1月17日(木)・18日(金) 8:30～<br>実技：1/21、22、23、24、25のうち1日              |                                    |
| ガス溶接技能講習<br>岡労収基0206第6号                 | 学科：1月30日(水) 8:30～<br>実技：1/31、2/1のうち1日                             |                                    |
| 小型移動式クレーン運転技能講習<br>岡労収基0204第7号          | 学科：1月24日(木)・25日(金) 8:30～<br>実技：1/28、30、31、2/1、2、4、6、7、8、9のうち1日    |                                    |
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習<br>岡労収基0218第20号    | 学科：1月21日(月)・22日(火) 9:00～<br>実技：1/23                               |                                    |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習<br>岡労収基0210第3号 | 学科：1月28日(月)・29日(火) 9:00～  |                                    |
| 有機溶剤作業主任者技能講習<br>岡労収基0210第1号            | 学科：1月15日(火)・16日(水) 9:00～  |                                    |
| プレス機械作業主任者技能講習<br>岡労収基0124第7号           | 学科：1月10日(木)・11日(金) 8:30～  |                                    |

※実技日程は申込順に決定させていただきます。また、表示時間の10分前から説明がありますので、それまでに受付を済ませて着席してください。

#### フォークリフト ★最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

| 受講者の資格区分                 | 講習時間(H) |    | 免除資格<br>証明書類 | 受講料<br>(税込・円) | テキスト代<br>(税込・円) |
|--------------------------|---------|----|--------------|---------------|-----------------|
|                          | 学科      | 実技 |              |               |                 |
| A 自動車免許がない者              | 11      | 24 | なし           | 24,840        | 1,620           |
| B 普通自動車免許以上所持者           | 7       | 24 | 免許証の<br>コピー  | 23,760        |                 |
| C 大型特殊自動車免許（カタピラ限定なし）所持者 | 7       | 4  |              | 7,560         |                 |

・受講資格区分Aの方は、上記学科日程以外に1科目（4時間）を受講していただきますが、その日程・開始時間等についてはホームページまたは受講票でお知らせします。

・受講資格区分Cの方の実技日程は、上記実技日程のうちいずれかの最終日となります。

**玉掛け** ★制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

| 受講者の資格区分  | 講習時間(H) |    | 免除資格<br>証明書類    | 受講料<br>(税込・円) | テキスト代<br>(税込・円) |
|---|---------|----|-----------------|---------------|-----------------|
|   | 学科      | 実技 |                 |               |                 |
| A 全科目受講者  | 12      | 7  | なし              | 20,520        |                 |
| B クレーン関係運転士免許所持者<br>床上操作式クレーン運転又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 | 9       | 6  | 免許証、<br>修了証のコピー | 18,360        | 1,645           |
| C クレーン関係特別教育受講後、6ヶ月以上業務に従事した者                       | 12      | 6  | 事業者の経験証明他       | 19,440        |                 |

**ガス溶接** ★可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

|          |   |   |    |       |     |
|----------|---|---|----|-------|-----|
| A 科目免除なし | 8 | 5 | なし | 9,720 | 864 |
|----------|---|---|----|-------|-----|

**小型移動式クレーン** ★つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

|  |    |   |                               |        |       |
|--|----|---|-------------------------------|--------|-------|
| A 全科目受講者   | 13 | 7 | なし                            | 24,840 |       |
| B クレーン関係運転士免許所持者<br>床上操作式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者                      | 10 | 6 | 免許証、<br>修了証、<br>検定合格証の<br>コピー | 23,760 | 1,645 |
| C 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定1・2級合格者<br>車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習修了者 | 10 | 7 |                               |        |       |
| D クレーン関係特別教育受講後、6ヶ月以上業務に従事した者                                    | 13 | 6 | 事業者の経験証明他                     |        |       |
| E 上記資格区分B及びCの資格をあわせて有する者   | 7  | 6 | 免許証、修了証、<br>検定合格証のコピー         | 17,280 |       |

**酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者** ★労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏症及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所に係る作業

|                          |      |   |              |        |       |
|--------------------------|------|---|--------------|--------|-------|
| A 全科目受講者                 | 11.5 | 4 | なし           | 12,960 |       |
| B 日赤の救急員認定証・合格証・適任証を受けた者 | 11.5 | 2 | 認定証等の<br>コピー | 11,880 | 2,160 |

**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者** ★労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）及び同別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）に係る作業

|          |    |   |    |       |       |
|----------|----|---|----|-------|-------|
| A 科目免除なし | 12 | - | なし | 9,720 | 1,944 |
|----------|----|---|----|-------|-------|

**有機溶剤作業主任者** ★屋内作業場等において労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤（混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものを含む）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

|          |    |   |    |       |       |
|----------|----|---|----|-------|-------|
| A 科目免除なし | 12 | - | なし | 9,720 | 1,944 |
|----------|----|---|----|-------|-------|

**プレス機械作業主任者** ★動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行うプレス機械による作業

|                                   |    |   |  |        |       |
|-----------------------------------|----|---|--|--------|-------|
| A 全科目受講者                          | 15 | - | なし                                       | 10,800 |       |
| B 一定の職業訓練修了者、技能検定合格者、職業訓練指導員免許所持者 | 2  | - | 職業訓練修了証、<br>検定合格証、<br>職業訓練指導員<br>免許証のコピー | 5,400  | 1,512 |

◎受講資格 (1) プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有する者  
(2) その他厚生労働大臣が定める者

## II 特別教育等

| 種 別  | 日 時                          | 場 所  | 受講料等(税込・円)                                |
|--|------------------------------|--|---|
| 自由研削といし特別教育<br><br><学科のみ><br>★実技講習2時間は各事業場で実施してください。 | 学科：1月18日(金) 9:00~<br>実技：1/18 | 学科・実技：<br>岡山県安全衛生会館<br>(岡山市南区山田2315-4)                           | 会 員 6,696<br>非会員 9,396<br>※テキスト代1,296を含む  |
|  |                              |  | 会 員 5,616<br>非会員 7,776<br>※テキスト代1,296を含む  |
| 機械研削といし特別教育<br><br><学科のみ><br>★実技講習3時間は各事業場で実施してください。 | 学科：1月25日(金) 9:00~<br>実技：1/26 | 学科：岡山県労働基準協会<br>(岡山市北区桑田町15-28)<br>実技：ポリテクセンター岡山<br>(岡山市北区田中580) | 会 員 9,936<br>非会員 14,256<br>※テキスト代1,296を含む |
|  |                              |  | 会 員 7,776<br>非会員 11,016<br>※テキスト代1,296を含む |
| プレス金型特別教育<br><学科のみ><br>★実技講習2時間は各事業場で実施してください。       | 1月18日(金) 8:30~               | 津山圏域雇用労働センター<br>(津山市山下92-1)                                      | 会 員 7,884<br>非会員 10,584<br>※テキスト代2,484を含む |





- クレーンの運転の業務に係る特別教育（則36条15号）  
つり上げ荷重が5トン未満のクレーン（移動式クレーンを除く）又はつり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転の業務
- 産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育（則36条32号）  
産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整（教示等に該当するものを除く）若しくはこれらの結果の確認又は検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務
- 廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育  
廃棄物の焼却施設においてはじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（則36条34号）  
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務（則36条35号）  
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（則36条36号）
- 足場の組立て等の業務に係る特別教育（則36条39号）  
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）
- 職長教育（則40条）  
新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）
- 職長・安全衛生責任者教育（則40条 / 厚生労働省通達（平成12年3月28日付基発第179号））  
職長教育と安全衛生責任者教育をあわせて実施  
\*安全衛生責任者=建設業及び造船業に属する事業の請負人で、当該仕事を自ら行うものに選任が義務付けられている、統括安全衛生責任者との連絡等を行う者
- 安全管理者選任時研修（則5条 / 厚生労働省通達（平成18年2月24日付基発第0224004号））  
安全管理者として選任されるためには、学歴に応じた産業安全の実務経験に加え、この研修を修了することが必要です。また、労働基準監督署への安全管理者選任報告の提出に際しては、本研修修了証の写しを添付しなければなりません。
- フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（厚生労働省通達（平成2年3月1日付基発第114号））  
フォークリフト運転技能講習修了者で現に業務に就いている者
- リスクアセスメント担当者（製造業等）研修（厚生労働省通達（平成12年9月14日付基発第577号））  
事業場において、労働安全衛生マネジメントシステムの構築にあたり危険又は有害要因の特定に用いるリスクアセスメントの実務を担当する者

### Ⅲ その他

| 種 別      | 日 時            | 場 所                                | 受講料等(税込・円)                           |
|----------|----------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 危険予知訓練   | 1月17日(木) 9:00~ | 和気鶴飼谷交通公園事務所<br>(和気郡和気町益原681-1)    | 会 員 6,480<br>非会員 12,960<br>※テキスト代を含む |
| 交通危険予知訓練 | 1月10日(木) 9:00~ | J F E スチール(株)広江クラブ<br>(倉敷市広江4-1-1) | 会 員 6,480<br>非会員 12,960<br>※テキスト代を含む |

#### ※申込方法

- ①インターネット申込 **岡山県労働基準協会** **検索** (<http://www.olsa.or.jp/>)

当協会ホームページからお申込ください。(会員IDをお持ちでない場合はTEL(086) 225-3571へご連絡ください。)

- ②窓口・FAX申込

- ・所定申込書（上記URLからダウンロードしてください。）に必要事項をご記入のうえ、受講料・テキスト代を添えて、各支部へお申し込みください。
- ・技能講習・安全衛生推進者及び衛生推進者養成講習は、**写真1枚**、さらに科目免除を希望する場合には免除資格を証する書面のコピーを添付して、郵送またはご持参ください。  
(科目免除資格確認のため、ご本人の了承の上、コピーを添付してください。)
- ・受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

<振込先> 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会  
<申込先> 最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会各支部へ

※学科当日は、**本人確認書類(\*)**及び**科目免除資格を証する書類の原本**をご持参ください。

確認ができない場合は、修了証の交付ができません。

\*本人確認書類…**運転免許証**（道路交通法）、**免許証**（労働安全衛生法）等

氏名、生年月日が記載された**顔写真付**の公的書面

これらの書類をお持ちでない方は、事前<sup>に</sup>上記電話番号までご相談ください。

#### ※注意事項

- 都合により日程等の変更をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 当日欠席等の場合には受講料等の返金は致しません。ただし、講習会前日までに連絡をいただいた場合に限り、事務手数料1,080円と振込手数料を差し引いて返金致します。
- 都合により欠席し、1年以内に再度受講を希望する場合は再受講料3,240円がかかります。
- 駐車可否については主催支部にお問い合わせください。
- 助成金に関する問い合わせ先 **岡山労働局 職業安定部 職業対策課 TEL(086) 801-5107**

#### 申込み先・問い合わせ先 岡山県労働基準協会各支部

| 支部名    | 所在地                               | 電話番号           | FAX番号          |
|--------|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 岡山支部   | 〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28           | (086) 221-2160 | (086) 227-1047 |
| 倉敷支部   | 〒710-0047 倉敷市大島407-1              | (086) 422-6230 | (086) 426-6521 |
| 玉野支部   | 〒706-0011 玉野市宇野2-16-5             | (0863) 21-2349 | (0863) 21-3334 |
| 児島支部   | 〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100ナйкаイ第一ビル7階 | (086) 473-1811 | (086) 473-1870 |
| 津山支部   | 〒708-0022 津山市山下92-1               | (0868) 22-5454 | (0868) 25-2260 |
| 笠岡支部   | 〒714-0085 笠岡市四番町5-18              | (0865) 63-3718 | (0865) 63-3735 |
| 和気支部   | 〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1           | (0869) 92-0876 | (0869) 92-0899 |
| 新見支部   | 〒718-0011 新見市新見811-1              | (0867) 72-0338 | (0867) 72-0317 |
| 安全衛生会館 | 〒701-0202 岡山市南区山田2315-4           | (086) 282-6532 | (086) 282-6506 |